

感対第758-6号
令和5年9月20日

各保健所長 様

感染症対策課長

令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る
診療報酬上の臨時的な取扱い等について

標記の件について、厚生労働省より、令和5年9月15日付け事務連絡が発出されております。

つきましては、内容を御了知いただき、医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

- 令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
- 令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準に関する臨時的な取扱いについて

感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp